

仕様書

1 業務名

令和3年度岡山市立石井小学校外国人講師派遣業務（単価契約）

2 業務の目的および概要

この業務は、岡山市立石井小学校（以下「学校」という）において、国際感覚及び外国語によるコミュニケーション能力を身に付けた子どもたちを育成するため、岡山市（以下「甲」という。）が外国人講師（以下「講師」という。）を配置し、外国語科以外の教科の授業を英語で行うイマージョン教育や外国語教育、国際理解教育及び学校生活における生活英語の指導を行う。

派遣元（以下「乙」という。）は上に掲げる目的の達成が十分に図られるよう、外国人講師を派遣しなければならない。

講師は、イマージョン教育や外国語教育、国際理解教育等において、外国語を用いたコミュニケーションを通じて、子どもたちがネイティブスピーカーの音声や外国の文化に触れる機会の充実を図るものとする。

3 責任の程度

- (1) 権限の範囲 : 外国人講師
- (2) トラブル・緊急対応 : なし
- (3) 成果への期待・役割 : 岡山市立石井小学校における児童の英語力向上と多文化理解促進
- (4) 所定外労働 : なし

4 派遣期間

令和3年4月7日から令和4年3月24日までとする。（別表を参照のこと）

5 派遣人数

上記の期間に1人とする。

6 就業場所

岡山市立石井小学校（岡山市北区寿町2番8号）

学校行事等によって、就業場所が勤務校外になる場合は別途甲乙協議のうえ決定する。

7 勤務日等

(1) 勤務日

- ① 令和3年4月7日から令和4年3月24日まで

休日は、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する市の休日。

勤務を要しない日は、別表3を参照のこと。

学校行事等によって、勤務日をやむを得ず振り替える場合は、甲乙協議のうえ決定する。

- ② 講師が勤務日に出勤できない場合は、その日の1週間前までに派遣先（甲及び勤務校）に報告しなければならない。

なお、急な傷病等をやむを得ない場合はこの限りではない。また、その際、講師は乙に速やかに連絡をし、乙は速やかに派遣先（甲及び勤務校）に連絡するものとする。

(2) 就業時間等

- ① 業務時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分とし、業務開始及び終了時間は校長が

指定する。

- ② 休憩時間は1日について45分とする。
- ③ 1週あたりの勤務時間は38.75時間以内、年間1472.5時間（190日）以内とする。
- ④ 就業時間をやむを得ず振り替える場合は、甲乙協議のうえ決定する。

8 業務内容等

(1) 業務内容

- ① 第1学年～第4学年（合計10クラス）の図画工作において、教職員とのチームティーチングにより英語で指導すること。
（内訳）第1・2学年は、年間70時間程度
第3・4学年は、年間60時間程度
- ② 第1・2学年各2クラス（合計4クラス）の外国語活動（年間35時間程度）において、教職員とのチームティーチングにより英語で指導すること。
- ③ 他文化理解のための活動（あいさつ・歌・ゲーム・自国の生活習慣や文化紹介など）や1日の学校生活の中で学ぶ生活英語等について、教職員とのチームティーチングにより英語で指導すること。
- ④ ①②③に必要な教材（ワークシートや資料等）の開発・作成・点検及び教職員との打合せ等を行うこと。
- ⑤ 朝の校内放送を英語で行うこと。
- ⑥ 朝の会、帰りの会、業間、給食時間等、学校行事等で積極的に児童と英語によるコミュニケーションを図ること。なお、7（2）②の45分の休憩時間は、これに含まない。
- ⑦ 教職員を対象とした外国語教育のために必要な研修への協力をすること。
- ⑧ その他、イマージョン教育、外国語教育、国際理解教育の推進に必要と校長が認める業務を行うこと。

(2) 外国人講師に関する留意事項

- ① 英語の現代の標準的な発音（※小学校学習指導要領による）、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、現代の標準的な言語力を備えていること。
- ② 日本の小学校等においてイマージョン教育の指導経験を有する者。もしくは、小学校等でのイマージョン教育の実績のある乙において研修が受けられる者。いずれの場合もその実績を証するものを提出できること。
- ③ 担当教科（図画工作）について、文部科学省で定められた学習指導要領の内容を理解し、日本の小学校での図画工作の教科指導力を有すること。または、乙においてイマージョン教育（図画工作）の指導を受けられること。
- ④ 小学校学習指導要領や解説等により「外国語活動」の趣旨を充分理解していること。また、Let's Try! 1・2の指導内容を理解していること。
- ⑤ 外国語活動等及び学校生活の中で学ぶ生活英語の内容やその指導方法や教材等を開発・作成できる能力を有すること。
- ⑥ 児童の会話を理解するとともに、指導内容について教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語能力を有すること。
- ⑦ 業務時間内において、授業時間の内外を問わず、児童と積極的にかかわることができること。
- ⑧ 岡山市や岡山市における教育、特に英語教育に理解や関心があり、児童を指導する技術・資質があること。

- ⑩ 地方公務員法（*下記の特記参照）及び岡山市立学校職員服務規程を理解していること。
また、児童に対して指導者の立場であることを自覚し、児童・保護者及び岡山市民の信頼を失墜するような行為をしないこと。

*特記 「サービスの根本基準」（地方公務員法 第30条）
「職務に専念する義務」（地方公務員法 第35条）
「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」（地方公務員法 第32条）
「信用失墜行為の禁止」（地方公務員法 第33条）
「秘密を守る義務」（地方公務員法 34条） など

- ⑪ 業務の遂行に必要なビザを取得しており、かつ身元保証ができること。
⑫ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。
⑬ 1年以内に結核に関する健康診断を受診しており、必要に応じて、その診断書を提出できる者。
⑭ 乙の責任において、各種保険に加入していること。
⑮ 無期雇用派遣労働者及び60歳以上の者に限定しない。
⑯ 協定対象派遣労働者に限定しない。

（3）派遣元の指導監督事項等

- ① 乙は、講師の資質の向上を図り、甲や勤務校の実態に沿って、質の高いイメージ教育、外国語教育及び国際理解教育等が提供できるように研修を充実させること。

特に、小学校学習指導要領、学習指導案、日本語会話能力を含む授業に必要な知識及び技能を講師が習得できるよう努めること。ただし、派遣業務時間内に研修を実施しないこと。

- ② 乙は、各学校に派遣する講師に小学校で使用する教科用図書（NEW HORIZON Elementary 5 / 6）及び外国語活動教材（Let's Try! 1 / 2）を所持させ、それらを使用した授業が実施できるよう研修をしたうえで派遣を開始すること。

- ③ 乙は講師の管理に係るすべての費用（教科書・教材及び指導書、渡航費、給与、住居費、諸手当、保険、採用広告費、ビザ取得のための手続費、研修費、その他講師の管理に要する費用）を負担すること。

また、派遣期間中は学校において指導業務に集中して取り組むことができるよう講師へ生活面等における支援やトラブルへの対応を行うこと。

- ④ 乙は、自己または外国人講師の故意または過失により、甲または第三者に対して損害を与えた場合は、直ちに状況の把握を行ったうえで甲に報告するとともに、甲又は第三者に対し、その損害を賠償すること。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りでない。

- ⑤ 乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）を遵守すること。

- ⑥ 乙は、労働基準法等関係法令を遵守すること。健康保険、雇用保険、厚生年金保険等の社会保険加入手続きは乙が行い、社会保険の加入手続きが済み次第、そのことを甲へ報告すること。

- ⑦ 甲が講師による業務の実施が困難であると判断し、乙の指導や研修で改善されないときは、乙は当該講師を交代させること。

- ⑧ 乙は、派遣予定の講師のリストを派遣開始一週間前までに甲に提出すること。

- ⑨ 上記⑦の他、乙は、次の場合を除いて、派遣期間中に講師の変更を行わないこと。

ア 乙と講師の雇用関係が解除された場合

イ その他やむを得ない事情があると甲が判断した場合

- ⑩ 勤務日に、連続して6日以上派遣ができない場合は、その期間について、乙は別の講師を派遣しなければならない。

9 秘密保持について

乙及びその派遣労働者は、岡山市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）を遵守するとともに、この業務の実施において知り得た事項については、他に漏えいし、又は他の目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後においても同様の義務を負うものとする。

- (1) 乙は、その派遣労働者に対し、その派遣の前において、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。
- (2) 乙は、その派遣労働者に対し、個人情報を不正に取扱った場合の罰則適用（保護条例第24条、第24条の2及び第25条）について、周知しなければならない。
- (3) 乙は、その派遣労働者に対し、個人情報の漏えい等の事故が派生したとき又は個人情報の取扱いに関する疑義若しくは問題が起きたときは、軽重を問わず直ちに甲及び乙に報告するよう、徹底させなければならない。

10 業務責任者の選任および通知

甲及び乙は、契約締結後速やかに労働者派遣法第36条の派遣元責任者と、第41条の派遣先責任者を選任し、相手方に通知する。

11 勤務状況報告等

各講師は勤務校ごとに勤務した時間を記録し、派遣先責任者により点検された就業時間の集計を乙に毎月提出する。

12 派遣料の支払

派遣料の計算期間は、月の初日から月の末日までの1ヶ月とする。

基本単価に、各月毎の全派遣労働者の実労働時間を乗じて得た額の総計に消費税及び地方消費税の額を加算した額（1円未満の端数については切り捨てる。）を派遣料とする。

なお、各日の各派遣労働者の実労働時間は15分単位（端数については切り捨てる。）、各月の全派遣労働者の実労働時間の総計も15分単位で計算するものとする。

派遣料には、乙がこの契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険及び社会保険料を含むものとする。

乙は、甲から業務完了の確認を受けた後、派遣料の支払請求書を甲に提出するものとする。

甲は乙から支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に派遣料を支払わなければならない。

13 新型コロナウイルス感染症に係る対応

- ① 講師は毎日健康観察（検温記録等）を行い、健康上の問題がないことを確認すること。発熱等の風邪症状がある場合は、勤務を控えること。
- ② 講師は授業中マスクを着用すること。マウスガード等で代用する場合は、授業者及び生徒と適切な距離を保つこと。
- ③ 講師が新型コロナウイルスに感染、もしくは濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従うこと。その後、健康状態に問題がないことが確認でき次第、勤務を再開すること。
- ④ 講師が新型コロナウイルスに感染し長期の治療が必要と診断された場合は、乙は完治するまでの期間、代行講師を派遣すること。

- ⑤ 臨時休業等により学校で勤務できない状況が発生した場合，自宅等での授業準備や教材作成等を行うこと。その場合，業務内容の確認の完了を以て，勤務日として勤怠の処理を行う。

14 その他

本仕様書及び契約書に記載がない事項又は疑義が生じた事項については，甲乙の協議により決定する。

令和3年度 石井小学校 外国人講師 勤務カレンダー

岡山市教育委員会事務局学校教育部指導課

◀勤務予定日▶

4月

				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

9月

			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

1月

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

5月

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

10月

						1	2
3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31			

2月

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

6月

			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	29
30	31						

11月

			1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31		

3月

			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	29
30	31						

7月

				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12月

				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					

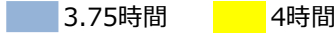
8月

1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31					

勤務を要しない日



半日勤務の日



学校行事 (予定)	
4月7日	始業式
4月12日	入学式 (小学校)
7月19日	1学期 終業式
	地域行事
8月30日	2学期 始業式
	運動会
	2学期 終業式
	3学期 始業式
	卒業式 (小学校)
	修了式

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
日数	14.5 日	18.0 日	22.0 日	11.0 日	1.0 日	18.5 日
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	21.0 日	20.0 日	15.5 日	16.0 日	18.0 日	14.5 日

合計日数
190.0 日